

国・県等における諸制度の新設、改正・運用等

I. 国土交通省の入札・契約制度等改正の概要

平成 28 年 4 月 1 日から適用する事項

○国土交通省土木工事積算基準改定

改正品確法（H26.6.4 公布・施行）の基本理念および発注者責務を果たすため、品質の確保、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、土木工事積算基準を改定。

(1)土木工事標準歩掛等の改定

- ・歩掛の新規制定（6 工種）
- ・維持修繕関係歩掛の改定（2 工種）
- ・施工実態を踏まえた歩掛の改定（8 工種）
- ・一部改定 5 3 工種
- ・建設機械等損料の改定

(2)間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の改定

- ・工種区分「橋梁保全工事」の新設
- ・「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」、「道路維持工事」の率の見直し
- ・「東京特別区」「横浜市」「大阪市」において「大都市補正」を増設

(3)積算方法の見直し

- ・「維持工事」積算方法を複数年契約工事であっても年度毎の積算に変更
- ・「交通誘導警備員」の積算について、共通仮設費の積上げから直接工事費の積上げに変更

(4)施工パッケージ型積算方式の拡充

積算業務の効率化のため、平成 24 年 10 月から試行導入

【平成 28 年 4 月 1 日時点】

- ・ 319 施工パッケージを導入済み

【平成 28 年 10 月 1 日以降】

- ・ 84 施工パッケージを追加導入開始
- ⇒ 合計 403 施工パッケージ

(5)その他

- ・ 東日本大震災被災 3 県の積算（補正継続）
- ・ 総価契約単価合意方式の見直し

平成 28 年 6 月 1 日から適用する事項

○建設業法施行令の一部を改正する政令について

- ・ 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、

建築一式工事 : 4,500 万円 → 6,000 万円に、

建築一式工事以外の建設工事：3,000万円 → 4,000万円に、  
それぞれ引き上げられる。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げとなる。  
また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、  
建築一式工事：5,000万円 → 7,000万円に、  
建築一式工事以外の建設工事：2,500万円 → 3,500万円に、  
それぞれ引き上げられる。

## II. 新潟県の入札・契約制度等改正の概要

### 平成28年4月1日から適用する事項

○現場代理人の常駐義務の緩和措置継続（適用期間：平成29年3月31日まで）

#### 1. 現場代理人の兼任

- (1) 同一の地域振興局管内で兼任を認める工事の当初契約金額の合計を7,000万円未満までとする。
- (2) 現場代理人の兼任を認める工事の件数を5件までとする。

#### 2. 工事期間中の「常駐を免除することができる期間」の設定（継続）

下記の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。（ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定める。）

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除できると発注所属長が認めた期間

○総合評価方式の改正について

#### (1) 標準適用金額（変更なし）

- ・土木部、交通政策局、農林水産部  
7千万円以上は原則として総合評価落札方式を採用する。  
7千万円未満でくじ引きが予想される工事は、技術者実績確認型を採用する。
- ・農地部（当面の間）  
1億円以上は原則として総合評価落札方式を採用する。  
1億円未満でくじ引きが予想される工事は、技術者実績確認型を採用する。

(2)主な改正内容

①若手技術者の確保・育成のための担い手育成加算の導入

主任（監理）技術者に若手技術者（40歳未満）を配置する場合、担い手育成加算を希望する企業には0.5点を加算する。（現場代理人と主任（監理）技術者の兼務を認める）

なお、担い手育成加算を希望する企業は、品質証明員による品質証明を要する。

<途中交代について>

担い手育成加算を希望する企業において、やむを得ず若手技術者が途中交代となる場合は、変更後に若手技術者（40歳未満）の配置ができないとしてもペナルティを課さない。やむを得ず途中交代となる場合とは、「監理技術者制度運用マニュアル」にある死亡、傷病または退職等である。

②登録基幹技能者の活用拡大（モデル工事の拡大）

③各実績の評価における工事名の事前申告を不要とする

技術資料で自己申告している各実績の評点と工事名等の内、工事名等の自己申告を不要とする。各実績の確認は、落札候補者が提出する確認資料で行うこととする。

④配置予定技術者の工事成績の対象者の拡大（技術者実績確認型）

（旧）過去5年間の新潟県発注工事における主任（監理）技術者として完成した直近2件の工事成績評定点（全業種）の平均点

（新）過去5年間の新潟県発注工事における主任（監理）技術者、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点（全業種）の平均点

⑤JV工事の場合、実績がない企業の工事成績の反映

特定・経常JVにより入札参加する場合、実績がない企業の工事成績を1件65点と見なして評価。

例1 （旧）

	合計件数	合計成績	平均点
A社	10	790	
B社	0	0	
計	10	790	79.00

（新）

	合計件数	合計成績	平均点
A社	10	790	
B社	1	65	
計	11	855	77.72

例2 （旧）

	合計件数	合計成績	平均点
A社	1	79	
B社	0	0	
計	1	79	79.00

（新）

	合計件数	合計成績	平均点
A社	1	79	
B社	1	65	
計	2	144	72.00

## 平成 28 年 6 月 1 日から適用する事項

○解体工事に係る入札参加申請等の対応予定について

### (1)入札参加申請の対応

- ・平成 28 年 6 月 1 日から新潟県建設工事入札参加資格審査申請（以下「入札参加申請」という。）の入札参加希望業種に解体工事を追加する予定。
- ・解体工事の入札参加申請に当たっては、同工事の経営事項審査を受け、同審査において同工事が直前 3 年の各事業年度のいずれかに完成工事高を有していることが必要。（現行の他業種と同様の取扱い）
- ・解体工事において入札参加資格の格付けは行わず、技術職員要件は設けない予定

### (2)解体工事発注時の対応

- ・平成 28 年 6 月 1 日以降に新潟県が発注する解体工事（※）において、当該工事の入札に参加するために必要な資格は「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事（平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の建設業許可を有する場合に限る）」とする。

※解体工事とは、下記①、②以外の工作物解体工事をいう。

- ①それぞれの専門工事において建設される目的物について、当該目的物のみを解体する工事（各専門工事に該当）
- ②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事（土木一式工事や建築一式工事に該当）

### (3)とび・土工・コンクリート工事の客観点について

- ・平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの間にとび・土工・コンクリート工事の経営事項審査を受け、当該経営事項審査の審査結果に基づき入札参加を申請する場合においては、当該工事の入札参加資格審査結果の総合評点のうち客観点は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」（とび・土工・コンクリート工事と解体工事の完成工事高等を合算して総合評定値を算出したもの）を用いる予定。

## 平成 28・29 年度建設工事入札参加資格から適用する事項

○工事施工成績に係る主観点等の見直しについて

### (1)工事施工成績に係る主観点の概要

請負工事成績評定実施要領に基づき、定期申請年の 3 月 31 日の属する年度の前年度及び前々年度において評定した工事（以下「評定対象工事」という。）の評定点の合計点数を評定対象工事の件数で除して得た数値並びに評定対象工事の件数に応じて評点を付与。

### (2)見直しの概要

平成 28・29 年度建設工事入札参加資格申請から下記のとおり見直しされる。

- ・高得点者に対するインセンティブ強化の観点から下表のとおりとなる。
- ・共同企業体の評点対象工事を当該共同企業体の構成員のそれぞれの実績としてカウントされる。

工事施工成績に応じて与える評点（見直し後）

定期申請年の3月31日の属する年度の 前年度及び前々年度における評定 対象工事（※）の評定点の平均数値	評定対象工事件数 が5件以上の場合	評定対象工事件数 が4件以下の場合	
	評 点	評 点	
70.0点以上 71.0点未満	10	10	
71.0点以上 72.0点未満	11	11	
72.0点以上 73.0点未満	14	13	
73.0点以上 74.0点未満	18	16	
74.0点以上 75.0点未満	24	20	
75.0点以上 76.0点未満	33	26	
76.0点以上 77.0点未満	42	33	
77.0点以上 78.0点未満	54	42	
78.0点以上 79.0点未満	68	52	
79.0点以上 80.0点未満	83	63	
80.0点以上 81.0点未満	100	75	変更
81.0点以上 82.0点未満	117	87	追加
82.0点以上 83.0点未満	134	100	追加
83.0点以上	150	113	追加

注：小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（※）平成25年度及び平成26年度における評定対象工事をいう。